

（介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第九条 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ～ル (略) ニ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u> <u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2 通所型サービス費 イ～ヨ (略) タ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u> <u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ～ル (略) (新設)</p> <p>2 通所型サービス費 イ～ヨ (略) (新設)</p>